

農事組合法人の事業税課税標準額算定の手引

(令和 5 (2023)年12月改正)



栃木県

目次

- 1 法人が行う農業に係る非課税制度の概要
- 2 農業法人の課税・非課税判定フロー
- 3 **非課税農事組合法人に係る判定表**（別記様式第1号）記載方法
- 4 **農業等に係る収入区分表（非課税所得判定表）**（別記様式第2号）記載方法
- 5 **農事組合法人に係る所得金額の計算書**（別記様式第3号）記載方法
- 6 （参考）申告書類及び添付書類一覧

1 法人が行う農業に係る非課税制度の概要

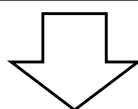
農業を行う法人には持分会社、株式会社、農事組合法人など様々な形態のものがありますが、このうち、**特定の要件を満たした「農事組合法人」が行う農業**については事業税が非課税となります。（地方税法第72条の4第3項）

下記の手順に沿って非課税の対象となる農業に該当するか確認し、申告すべき事業税課税標準額を算定してください。



確認の流れ

① 始めに、次ページの『**農業法人の課税・非課税判定フロー**』に沿って非課税の対象となる農業があるかご確認ください。

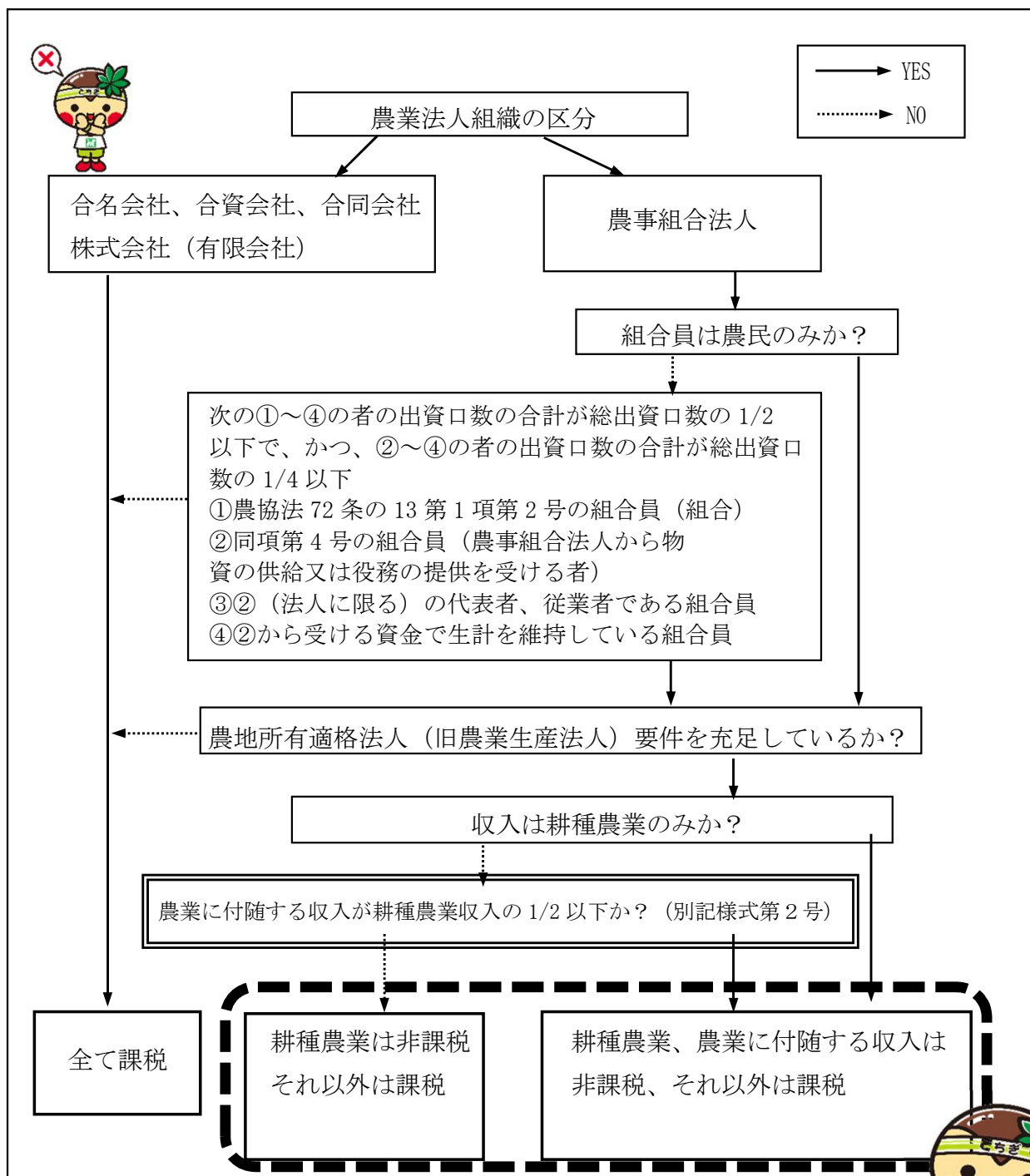


② 『**農業法人の課税・非課税判定フロー**』で非課税の対象となる農業がある場合は、

- 『**非課税農事組合法人に係る判定表（別記様式第1号）**』
 - 『**農業等に係る収入区分表（非課税所得判定表）（別記様式第2号）**』
 - 『**農事組合法人に係る所得金額の計算書（別記様式第3号）**』
- を作成し、非課税所得を控除した課税所得を算出してください。

* 『**農業法人の課税・非課税判定フロー**』で非課税の対象となる農業がない場合は、非課税所得はありません。

2 農業法人の課税・非課税判定フロー



このフローは、農業所得がある法人について、課税、非課税を判定するためのものです。

非課税となる農業がある場合は、別記様式第1号～第3号を作成し、必要な添付書類とともに提出してください。

3 非課税農事組合法人に係る判定表（別記様式第1号）記載方法

非課税農事組合法人に係る判定表

法人名	農事組合法人 とちまるの郷
事業年度	R5年4月1日～R6年3月31日

	内容	適否	判定
1 事業要件	①主たる事業は農業ですか。	(はい・いいえ)	①、②の両方が「はい」の場合適 (適・不適)
	②日本標準産業分類の「大分類A-農業、林業」のうち「011耕種農業」に該当する事業を行っていますか。	(はい・いいえ)	
	該当する事業に○をつけてください。 米作 米作以外の穀作、野菜作(きのこ類の栽培を含む)、果樹作、花き作、工芸農作物、ほれいしょ・かんしょ作、その他の耕種 ※その他の耕種に丸をつける場合、括弧内に具体的に生産している作物等の名称を記入してください。		
	○農地法第2条第3項第1号		
2 構成員要件	①組員は農民のみですか。	(はい・いいえ)	①が「はい」もしくは②と③の両方が「はい」の場合適 (適・不適)
	下記区分毎の出資口数を記載してください。		
	ア:農業協同組合又は農業協同組合連合会	50口	
	イ:当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等※1	10口	
	ウ:上記イ(法人であるものに限る)の代表者、代理人又は使用人その他従業者	5口	
	エ:上記ウ以外の者であって、イから受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者。	口	
	A:ア～エの計	65口	
	B:イ～エの計	15口	
	C:総出資口数	300口	
	②AはCの1/2以下ですか。	(はい・いいえ)	
	③BはCの1/4以下ですか。	(はい・いいえ)	
○地方税法第72条の4第3項、地方税法施行令第17条		参考条文	
3 役員要件	①理事のうち、その法人の常時従事者※2である組員の数が理事の総数の1/2を超えていますか。	(はい・いいえ)	①および②の両方が「はい」の場合適 (適・不適)
	②理事又は法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち、1名以上がその法人の農作業※3に年間60日以上従事していますか。	(はい・いいえ)	
	○農地法第2条第3項第3号及び第4号、農地法施行規則第8条及び第9条		
	上記1～3までの判定がすべて「適」となるか。	(はい・いいえ)	
	農地所有適格法人報告書の提出が後日になる場合○をつけてください。	○	

「米作以外の穀作」とは、麦類、雑穀、豆類などの栽培・出荷が該当します。

「その他の耕種」とは、飼肥料作物、採種用作物などの栽培・出荷が該当します。

「農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等」については、様式裏面の記載要領（※1）をご参照ください。

①（農民のみで構成）に該当しない場合は、②と③いずれも「はい」になる場合のみ要件を満たします。

「常時従事者」については、様式裏面の記載要領（※2）をご参照ください。

「農作業」については、様式裏面の記載要領（※3）をご参照ください。

1～3すべてが「適」となる場合以外は非課税の対象となりません。
(別記様式の添付は不要です。)

1 事業要件
2 構成員要件
3 役員要件
すべてが「適」となることを確認してください。



4 農業等に係る収入区分表（別記様式第2号）記載方法

*この様式をもとに、農事組合法人に係る所得金額の計算書（別記様式第3号）を作成します。

農業等に係る収入区分表(非課税所得判定表)

法人名	農事組合法人 とちまの郷
事業年度	R5年4月1日～R6年3月31日

区分	内容	金額
① 耕種農業に係る収入	米作農業収入	6,000,000
	水田活用直接支払交付金	500,000
	農業共済金(農産物減収補てん)	500,000
	計(ア)	7,000,000
② 農業に付随する収入 (耕種農業以外)	農作業の請負に係る収入	300,000
	転作助成金	500,000
	計(イ)	800,000
③ 上記以外の収入	受取利息	20,000
	祝い金	100,000
	計(ウ)	120,000
合計(エ) ((ア)+(イ)+(ウ))		7,920,000

①「耕種農業にかかる収入」には、以下の収入を記入してください。

- 日本標準産業分類<大分類A-農業、林業><中分類01-農業><011耕種農業>に該当する事業の収入。
(米作、米作以外の穀作、野菜作(きのこ類の栽培を含む)、果樹作、花き作、工芸農作物作、ばれいしょ・かんしょ作、その他の耕種農業(飼肥料作物、採種用作物など))
- 稲藁などの副産物や作業くずを、自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額。
- 耕種農業の支援を目的とした、公共団体等からの交付金・補助金・助成金。
- 農産物の減収補てんを目的として支払を受けた農業共済金。

②「農業に付随する収入」には、①に付随する収入を記入してください。

(下記に該当する収入であっても、専属の従業員や作業場等を有し、社会通念上独立した事業部門と認められるものについては「上記以外の収入」に記載してください。)

(例)

- 農作業の請負に係る収入金額。
- 耕種農業の余剰稼働力と認められる農業施設・農機具等を、組合員以外の者が利用したため受け取った手数料・利用料等。
- 稲藁などの副産物、作業くずを、自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額。
- 自己の栽培した農産物または副産物を原材料として物品を製造・加工し販売した収入。
- その他、日本標準産業分類<大分類A-農業、林業><中分類01-農業><012畜産農業、013農業サービス業、014園芸サービス業>で、耕種農業に付帯して行われる事業の収入。

*以下の収入は①～③に含めず、こちらに記入してください。

- ・各種引当金及び準備金戻入額
- ・土地等の譲渡にかかる収入金額
- ・従業員から社宅、寮、駐車場等の使用料及び食事代として収入した金額
- ・収入金額に計上した国税及び地方税の還付金、充当金及び過誤納金(還付加算金を除く)
- ・購入棚卸し資産に係る仕入れ割戻し(リベート)等、経費の支出先から直接受け入れた戻入額
- ・減価償却資産の売却収入益のうち、取得価格を超えない部分の額
- ・国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの

③「上記以外の収入」には、①・②以外の収入を記入してください。

例：受取利息、祝い金、耕種農業に付随しない事業収入・雑収入等

判定(オ) (イ)÷(ア)	0.11428
---------------	---------

※判定は、小数点以下第5位まで記載すること(第6位以下切捨て)。

(別記様式第3号_⑤の判定に使用)

5 農事組合法人に係る所得金額の計算書（別記様式第3号）記載方法

* この様式で、当期の課税・非課税所得金額が算出されます。この金額を第6号様式別表5に転記し、課税標準となる所得を計算してください。

* 農業経営を行う農事組合法人の場合、事業に従事する組合員に給与等を支払っている法人は「普通法人」、支払っていない法人は「特別法人」として申告します。（法第72条の24の7）

農事組合法人に係る所得金額の計算書

事業年度	R5. 4. 1 から R6. 3. 31 まで	法人名	農事組合法人 とちまるの郷
総所得金額（6号様式別表5「再仮計⑮」の額）		①	6,000,000
土地等の譲渡損益 （建物は含みません。）		②	0
農業基盤強化準備金積立額の損金算入額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		③	500,000
課税標準算定基礎所得（①－②－③）		④	5,500,000
所得金額の計算の基礎とする収入金額	別記様式第2号の判定（別記様式第2号(ホ)）が0.5以下の場合 別記様式第2号(ア)＋別記様式第2号(イ)の額	⑤	7,800,000
	別記様式第2号の判定（別記様式第2号(ホ)）が0.5を超える場合 別記様式第2号(ア)の額		
	総収入金額（別記様式第2号(エ)の額）	⑥	7,920,000
按分率の計算（⑤÷⑥） 裏面要領6参照		⑦	0.9848485
非課税分の所得金額（④×⑦） 端数切上（欠損の場合は切捨）		⑧	5,416,667
課税所得金額の計算	当期分の所得金額（①－⑧）	⑨	583,333
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	⑩	0
	課税標準となる所得金額（⑨－⑩）	⑪	583,333

所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）

仮計	①+⑧-⑮	⑮	
外国の事業に帰属する所得		⑰	
再仮計	⑮-⑰	⑱	6,000,000
非課税等所得	林業に係る所得	⑲	
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳	
	社会保険等に係る医療の所得	㉑	
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒	5,416,667
	小計	㉓	5,416,667
所得金額差引計	⑱-㉓	㉔	583,333
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額		㉕	0
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉖	
所得金額再差引計	㉔-㉕-㉖	㉗	583,333
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉘	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉙	500,000
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉚	
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉛	
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉜	
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉝	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動をした場合の特別勘定取崩額の益金算入		㉞	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉟	
合計	㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟	㊿	83,333

第6号様式
：所得割税標準所得

6 (参考) 申告書類及び添付書類一覧

申告書類

- 地方税法施行規則第6号様式
- 地方税法施行規則第6号様式別表 5
- 地方税法施行規則第 6 号様式別表 9 (繰越欠損金がある場合)

添付書類

- 非課税農事組合法人に係る判定表 (別記様式第 1 号)
- 農業等に係る収入区分表 (非課税所得判定表) (別記様式第 2 号)
- 農事組合法人に係る所得金額の計算書 (別記様式第 3 号)

(以下写し)

- 農地所有適格法人報告書 (農業委員会へ提出後速やかに提出)

*** 農地法施行規則第58条に定める添付書類 (定款、組合員名簿等)
とともに提出してください。**

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 雑益・雑損失内訳書
- 法人税法施行規則別表第 1
- 法人税法施行規則別表第 4
- 法人税法施行規則別表第12

